

地方支分部局等における災害発生時の迅速な初動体制の確立、関係機関との連携等自然災害対策、危機管理等安全の確保に向けた取組みの状況

1. 報 告

(1) 総 論

平成16年度は、10月23日の新潟県中越地震を始め、自然災害が多発し、多数の死傷者や家屋の倒壊など大きな被害をもたらしたことから地方支分部局等における防災への取組みについて監察を実施。具体的には、災害に対する平常時からの対応、初動体制の確立、防災に関する協力・連携等の取組み等を調査した。以下、個別に報告。

(2) 防災業務計画及び関連する内規・マニュアルの策定

防災業務計画及び内規の策定

調査した地方整備局等及び施設等・特別の機関において、それぞれ防災業務計画が策定され、必要な規程類も概ね整備。東海地震、東南海・南海地震に関する規定の見直し等が未済のところは、今後早急な対応が必要。地方運輸局も同様。管内の関係事業者の対策計画についても概ね策定済み。

初動対応マニュアル

初動対応マニュアルを作成している地方整備局等及び施設等・特別の機関が、調査したうちの約半数。初動対応マニュアルの内容を簡潔にまとめ携帯型の冊子（「防災ハンドブック」）として全職員に配布している地方整備局及び地方運輸局もある。

(3) 庁舎の耐震化等

耐震診断は概ね実施していたが、実施していない事務所が一部あった。耐震改修が未実施の庁舎は、出来る限り早期の耐震改修が必要。

災害発生時の停電に備えるため必要な非常用発電設備が整備されていない事務所があった（港湾・空港整備事務所）。

(4) 資機材・食料等の備蓄・データベース化

資機材の備蓄に関しては、必要品目が概ね必要（数）量、備蓄されていたが、消耗品の期限切れや、機器の動作確認がなされていないものがみられた。資機材の備蓄については、データベース化等による一元的な管理が望ましい。

食料・飲料水の備蓄に関しては、概ね必要量が備蓄されていたが、一部の地方整備局等では、3日分に足りず不足。

各地方運輸局においては、資機材及び食料の備蓄、資機材の作動等について定期的にチェ

ックし、データベース化して情報共有。

(5) 防災に関する教育・研修の実施状況

本局では「危機管理研修」を実施するなどの取組みが行われている。事務所で防災研修を実施しているところもある。地方運輸局等では、それぞれ研修を実施。

地方整備局と地方運輸局が合同で研修を実施しているところもある（中部）。

(6) 防災訓練の実施状況

地方整備局等の本局及び事務所において、消防、警察など関係機関の協力を得て、情報伝達訓練、参集訓練等を行い、内容的にも、ロールプレイング方式の採用や防災エキスパートの参加などの工夫がみられる。各地方運輸局においても地震防災訓練を毎年度実施。各地方運輸局においては、運輸支局及び関係事業者との間で情報収集・情報伝達訓練を実施し、また非常参集訓練を実施。

(7) 防災に関する広報・啓発

地方整備局等及び施設等・特別の機関において、防災分野で著名な学識経験者や有識者の参加によるフォーラム、シンポジウム、講演会等を開催。広く市民の意識向上に努めるとともに、これまでの災害で得た教訓を継承し共有しようとするさまざまな取組みを実施。

(8) 防災情報連絡網の整備

災害発生時の情報の収集、連絡のための防災情報連絡網（情報伝達ルート）については、概ね構築されていた。k - C O S M O S（移動通信）のように非常時における機器の取扱い訓練が不十分なものも。各地方運輸局においては、局内、関係地方公共団体、関係事業者等への連絡網が整備・更新済み。

(9) ハザードマップ作成等の支援状況

浸水被害、土砂災害等の危険区域や避難地・避難路等の情報を地図上に示したハザードマップ等を作成し公表している市町村は、平成 1 7 年 1 月 2 1 日現在、全体の約 3 割にとどまる。また、津波ハザードマップは沿岸市町村（約 1 , 0 0 0 ）のうち 1 2 2（12%）の自治体で作成にとどまる。

(1 0) 災害発生後の緊急点検体制

緊急点検は事務所職員が実施するほか、防災エキスパート、民間委託や事業者団体との協定等の活用により効率的な実施のための体制が概ね整備済み。

(1 1) 関係機関との連携の状況

地方整備局等及び施設等・特別の機関では、緊急時の応急復旧用の資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等と協定を締結するなどの措置。

各地方運輸局等の各管内の多くの県において、個別の交通事業者を指定地方公共機関に指定、又は事業者団体や個別事業者と個別に協定を締結。トラック事業者との協力関係が未構築な県においては今後積極的に取り組むことが必要。また、航路事業者との協力関係の構築をさらに進めていくことを推奨。

地方運輸局等と交通事業者・業界団体の協力について、九州運輸局においては「九州のりものinfo.com」を、沖縄総合事務局においては「美ら島交通ナビ」を立ち上げて、災害時も各事業者による情報更新を可能にし、インターネット上で利用者にリアルタイムの運行（航）情報を一元的に提供。

(1 2) 防災エキスパートの活用等の状況

災害発生時の緊急点検を実施する際、かつて公共土木施設の管理、点検等に携わってきた人材を防災エキスパートとして登録、活用している。防災エキスパートの登録人数は、平成16年度現在、約4,600人登録。今後は、新規登録への呼びかけを更に積極的に行うなどの取り組みが望まれる。

2. 提示意見

ア 防災業務計画の見直し、内規、マニュアル等の整備

東海地震、東南海・南海地震に関して、防災業務計画の見直し等が未済の地方整備局等及び施設等・特別の機関は、早急に対応すること。

各地方運輸局においては、防災業務計画に関連する内規の適時適切な見直し、整備に引き続き努めること。

地方運輸局は、東南海・南海地震特別措置法に基づく対策計画が未策定の事業者に対し、早期の策定に向けて積極的な措置をとること。

地方支分部局及び施設等・特別の機関は、災害発生時の初期段階において職員が適切に行動できるよう、「初動対応マニュアル」を作成すること

イ 庁舎の耐震化

地方整備局等の事務所等で耐震診断を実施していないところは、早急に実施すること。耐震改修を必要とする庁舎については、計画的に、かつ、出来るだけ早期に実施すること。

ウ 庁舎の非常用発電設備の整備

地方整備局等で非常用発電設備が整備されていない事務所等庁舎については、早急に整備すること。

エ 資機材、食料等の備蓄

資機材の備蓄に関しては、定期的な点検を行い、防災訓練の機会等を活用して、職員が取扱いに習熟するよう措置すること。また、データベース化等により一元管理を図ること。

食料、飲料水等の備蓄は、必要量を十分検討したうえで、備蓄すること。

オ 防災研修・教育、訓練

地方整備局等及び施設等・特別の機関は、防災に関する研修の実施に当たっては、可能な限り多くの職員が受講できるように努めること。

地方運輸局等は、防災に関する研修の実施あるいは実施に向けて取り組むように努めること。

防災訓練を行うにあたっては、災害及び被害の想定を具体化するなど明確にし、実践的な訓練を実施し、訓練後には反省、評価を行うこと。

k - C O S M O S（移動通信）等の情報通信機器への習熟、動作確認を防災訓練等の機会を活用して行うこと。

カ 広報・啓発活動

地方整備局等においては、今後も引き続き、災害に関する最新の知見を取り入れたシンポジウム、講演会等を、関係機関とも連携して積極的に開催すること。

キ ハザードマップの作成促進

地方整備局等は、市町村に対して、ハザードマップの作成のため情報提供等支援を行うとともに、早期の作成を促し、適宜取組み状況を公表すること。

ク 災害時の緊急点検

地方整備局等は、災害発生直後の緊急点検を迅速、的確かつ効率的に行うため、施設ごとの詳細な点検・調査マニュアルを整備しておくこと。

ケ 地方公共団体及び交通事業者との協力・連携

各地方運輸局は、地方公共団体と交通事業者との協定の締結を更に推進すること等により、防災に関する協力・連携の更なる強化を図ること。

コ 災害時における公共交通機関の運行（航）情報の提供

地方運輸局においては、既存のWebページの情報量の充実、更新の迅速化等の改善に引き続き努めること。

3．推奨事例

(1) 災害時にとるべき対応を簡潔にまとめた携帯型の小冊子の作成及び携行

北陸地方整備局、中部地方整備局、北陸信越運輸局及び中部運輸局等では、災害の初動時に職員がとるべき対応や、防災・減災に関する基本的な知識を簡潔に、かつ携行が容易な小冊子等にとりまとめ、目的・用途に応じ全職員又は担当班の職員に配布され、また、その携行を励行している。

(2) 資機材の備蓄のデータベース化

中部地方整備局では、災害情報の共有、人材派遣・資機材等の供給などを一括して管理できる仕組みを構築している。また、九州地方整備局では、大型の災害対策用機械・機器については、防災情報システムの中で、配置から利用状況まで一元的に本局で管理しており、広域的な運用も可能で自治体からの要請にも対応している。

(3) 防災連絡網

幹部職員に対して災害に強いといわれるFOMAのメールを利用した情報発信システムを整備（那覇港湾・空港整備事務所）、防災情報の伝達的手段として、事務所長、防災担当職員から直接本局幹部に「危機管理メール」を送信する取組み（九州地方整備局）。災害時に関係情報等を簡潔に記載し事務所幹部に速やかに配布する「情報共有シート」（熊本河川国道事務所）などの取組み。

(4) 災害等の情報提供

「九州のりものinfo.com」の設置、運用

九州運輸局が関係事業者の協力を得て開設したサイトであるが、関係事業者により随時の情報の更新が可能であり、災害時（特に台風時）における重要な情報提供手段となっている。携帯電話及びPCに対応していて、十分な情報量が提供されている。また、携帯電話については、ユーザー登録により運行（航）情報がメールや音声で配信されるようになっている。

電子国土Webの活用

国土地理院が省内関係部局の協力を得て開設したサイトであるが、新潟県中越地震の復興に際しては、道路、河川、公園、気象等に関する情報を地図上で重ね合わせて利用できることから、重要な情報源として活用されている。